

神戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第3項の実施の方法に関する書面

浄化槽保守点検業者（以下「甲」という。）は、指定検査機関（以下「乙」という。）との間に、11条補完検査等基本契約を結ぶよう努めるとともに、浄化槽の保守点検に関する契約を行う場合は、法第11条検査等について一括して契約を結ぶよう努力する。

乙は、甲が契約した浄化槽について、甲の浄化槽の保守点検の回数及び時期を尊重し、浄化槽管理者と協議して定めた時期に法第11条検査等を実施するものとする。

年 月 日

住所

甲

氏名

住所

乙

氏名